

川西市財政健全化条例骨子（案）

【目的】財政運営の基本原則を定めることにより、市政運営の基盤となる健全な財政運営を自律的に行うこと

基本理念 計画的な財政運営

財政運営は、将来の財政収支見通しに基づき、計画的に行わなければならない。

- ・中長期的な財政収支の見通し及びそれに基づく財政運営の目標を定めた計画（財政運営計画）を作成しなければならない。
- ・財政運営計画は、川西市総合計画の策定等に関する条例に基づく総合計画及び各施策分野の計画（個別計画）との整合をとらなければならない。
- ・公共施設等の整備は、将来の運営コストなど影響を考慮したうえで、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に行わなければならない。
- ・全事業について、その目的・効果・費用等を、総合計画における基本計画の策定にあわせて検証し、その結果を公表しなければならない（補助金等の見直しを含む）。

基本理念 規律ある財政運営

財政運営にあたっては、将来世代に過度の負担を残さないよう留意しなければならない。

- ・財政運営における、財政基金及び減債基金の積立及び繰入については、その理由を明確にして行わなければならない。
- ・市債の発行においては、後年度の財政運営への影響に留意し、その発行額が過大にならないよう留意しなければならない。
- ・使用料等の受益者負担のあり方及び市税の減免について、受益と負担のバランス、経済情勢等を考慮し、別に定める基準に基づき、随時見直しを図り、その結果を公表しなければならない。

基本理念 透明な財政運営

市民と財政に関する情報を共有し、情報をわかりやすく公開することにより、説明責任を果たさなければならない。

- ・市民に対し、財政に関する情報をわかりやすく提供し、説明しなければならない。
- ・財政に関する情報については、法令で定めるもの以外についても公開すること（財政運営計画、決算情報（財務書類など）、予算の概要 など）。

実効性の確保

基本理念に基づく健全な財政運営を維持するために、財政判断指標の設定、目標値及び健全基準値の設定、基準確保のための対応策を規定

- ・財政状況の健全性を検証するため、法令の定めとは別に財政判断指標を設定し、その健全基準値（最低基準値）を定める（指標 基金確保比率 5% 指標 実質公債費比率 15%）。また、健全基準値については、総合計画における基本計画の策定にあわせて見直しを行う。
- ・財政運営計画において、財政判断指標の目標値を設定するなど、目標を持った財政運営を行うこと。（参考）後期基本計画：基金確保比率 10% 実質公債費比率 10%
- ・各年度決算において健全基準値を満たさない場合、その年度に作成する財政運営計画において、基準値確保のための方策を示さなければならない。